平成２１年（フ）第４３０号
鹿児島県鹿児島市武岡１丁目２番地１　市住5142号
債務者　和田　久子
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第７３２号
仙台市泉区南光台南１丁目25番１号　コーポ高盛206
債務者　白石　義勝
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第８２２号
仙台市太白区西中田７丁目28番７―102号
債務者　菅野　敦子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第８３２号
仙台市若林区一本杉町27番18号　一本杉ハイム203
債務者　鈴木　克彦
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第８５４号
仙台市泉区将監９丁目１番２―102号
債務者　會田　誠廣
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第８５６号
仙台市泉区北中山１丁目５番地の43
債務者　小野寺菜香
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第８９８号
宮城県多賀城市山王字北寿福寺13番地の１
債務者　遠藤　和浩
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第９０４号
仙台市青葉区折立６丁目１番24号
債務者　菅原　雅之
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第９０６号
仙台市青葉区宮町２丁目１番78―605号
債務者　加藤　ゆう
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第９０７号
仙台市太白区柳生字稲荷80番地の９　エンゼルハイツ柳生102
債務者　遠藤　敏幸
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第９０８号
仙台市宮城野区大梶15番27号　介護老人保健施設けやき、住民票上の住所仙台市若林区南小泉２丁目10番31号　サンコーポ菅野103
債務者　本田　道夫
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第９０９号
仙台市若林区荒浜新１丁目８番地の２　シュロース荒浜101
債務者　中島　　準
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第３１２号
茨城県ひたちなか市大字東石川3318番地14　フジハイツ101号
債務者　梅原　秀一
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第３２５号
茨城県那珂郡東海村舟石川駅西４丁目９番12号　レインボーハイツＬ―Ｂ
債務者　川榮みゆき
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第３３４号
茨城県水戸市河和田３丁目2536番地　市営河和田住宅64棟405号
債務者　菊池　　真
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第３３６号
茨城県ひたちなか市外野１丁目23番10号　エスポワールカモシダＡ102
債務者　清水　宣行
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第３６３号
水戸市元吉田町1776番地の14
債務者　小澤　　勲
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第７３号
群馬県みどり市笠懸町阿左美3449番地７
債務者　髙橋　純一
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで　前橋地方裁判所桐生支部